

## 「海老名市森林整備計画(案)」縦覧実施結果

### 1 結果の概要

- ・ 実施期間 令和5年1月16日(月)から令和5年2月15日(水)まで
- ・ 意見提出 提出者：1名、意見数：9件

### 2 意見及び本市の考え(意見の内容については一部要約や分割をしています。)

#### 1) I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

No.	項目	意見区分	意見内容	市の考え方
1	1 森林整備の現状と課題	賛成	人工林の保全推進及び住宅地周辺の森林整備の推進に対し、賛成する。	今後とも、記載する森林整備の現状と課題、また森林整備の基本方針をもとに、森林整備を推進してまいります。
2	2 森林整備の基本方針	賛成	(1)について、残された里山林の保全、自然と身近にふれあえる憩いの場としての位置づけ、森林整備における住民参加に対し、賛成する。 (2)について、森林の景観の維持向上、森林整備の住民参加、仕組みの構築に対し、賛成する。	

#### 2) II 森林の整備の方法に関する事項 (第2 造林に関する事項)

No.	項目	意見区分	意見内容	市の考え方
3	第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項	賛成(修正)	(1)人工造林の対象樹種(注1)も適切な樹種を選択とあるが、海老名市の場合、この他クヌギ、エノキ、イヌシデ、ムクノキ、ヤマザクラ等を加えておいてはどうですか。又、スギ、ヒノキ、マツは必要ないと思われる。理由は植栽する場所が考えられない。 (2)人工造林の標準的な方法について、スギ、ヒノキ以外の樹種について必要ではないでしょうか。	海老名市森林整備計画(以下、市計画)の上位計画として、神奈川県が策定している神奈川県地域森林計画(以下、県計画)があります。 本項目における人工造林の対象樹種や標準的な方法は、県計画内の造林に関する指針において示されている標準的な樹種及び方法を抜粋し、一例として記載しております。 注釈に記載するとおり、記載する樹種や方法以外で作業を行う場合においては、適宜、相談していただきたいと考えております。
4	第2 造林に関する事項 2 天然更新に関する事項	賛成(修正)	(1)天然更新の対象樹種として、スギ、ヒノキ、マツは削除。ケヤキ、エノキ、ムクノキ等付加。	

5	第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	反対	「基本的な事項の現状と課題で公益的機能の重要性はますます高まってきている」と述べてあるのに、第4 公益的機能別森林等の整備に関する事項「該当なし」となっているのは、現状ではないと思われているが、市内には崩壊危険地など現存しており、防止のため、必要であるとともに、今後、自然と身近にふれあえる憩いの場として必要性が高まるので、整備計画には盛り込む必要があるのではないのでしょうか。	<p>本計画の対象となる地域森林計画対象民有林も含めた市内の緑地の全体的な基本方針、目標、配置計画等について、「海老名市緑の基本計画」で定めております。</p> <p>市としまして、森林の有する公益的機能の重要性を認識しており、地域森林計画対象民有林のみではなく、市内緑地全体で推進していくべきであると考えているため、「海老名市緑の基本計画」にて森林の防災機能やレクリエーション機能等について記載しております。</p> <p>具体的な方針等については、「海老名市緑の基本計画」をご参照ください。</p>
---	-------------------------	----	---	---

### 3) IV 森林の保健機能の増進に関する事項

No.	項目	意見区分	意見内容	市の考え方
6		反対	<p>すべての項目が該当なしとなっているが、基本方針の森林資源の姿に述べられているとおり、快適な生活環境の一端を担う意味からも、明確に計画に載せる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>是非、森林浴等とおし、市民の健康増進とセラピーなど身近な所で可能となるよう、今残されている森林を活用する方向を示してもらいたい。</p>	<p>県計画において、保健機能森林の区域の基準として、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林の施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること、とあります。</p> <p>本市において、上記条件を満たす森林がないため、該当なしとしております。</p>

### 4) V その他森林の整備のために必要な事項

No.	項目	意見区分	意見内容	市の考え方
7		反対	1、2、3についても計画として姿勢を示していく必要があるのではないのでしょうか。	<p>1 森林経営計画の作成に関する事項について、森林経営計画とは「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として自発的に作成するものになります。本市において、林業経営等がなされている</p>

				<p>森林がないことから、該当なしとしております。</p> <p>2 生活環境の整備に関する事項について、林野庁より発出されている通知「市町村森林整備計画制度等の運用について」において、本項目は、UIJターン者等が地域に定住するために必要な生活環境について記載することとなっております、本市においてはそぐわないものであるため、該当なしとしております。</p> <p>3 森林整備を通じた地域振興に関する事項について、2と同様に林野庁通知より、本項目は、地域材や地域の特産物、森林・林業に係る伝統技術等地域の森林資源を活用した地域振興の方策について記載することとなっております、本市においてはそぐわないものであるため、該当なしとしております。</p>
8	4 森林の総合利用の推進に関する事項	賛成	<p>おおいに賛成する。私有地は荒れたまま放置されています。</p>	<p>現在、里山林の利活用が減り、放置されたままになることが多いため、森林所有者等の意向を踏まえつつ、今後とも、保全・利用の方法を研究してまいります。</p>
9	5 住民参加による森林の整備に関する事項	賛成	<p>まちづくり、住環境を自分たちの手で守り、次の世代に残していく責任があります。</p> <p>おおいに賛成です。</p>	<p>いただきましたご意見のとおり、森林整備に住民が参加し、理解と関心を深めていただくため、今後とも、神奈川県と協力し、森林づくりボランティア活動支援や学校教育における森林環境教育への支援等を推進してまいります。</p>